

記入例

預金口座振替依頼書
自動払込利用申込書(収)加

- ・必ず、「新規登録」「口座変更」のいずれかを選択。
- ・2部作成のうえ、2部とも金融機関に提出。金融機関にて完了印を押されたものが1部返却される。返却されたもののコピーを共済会に提出。
- ・ゆうちょ銀行や金融機関への提出が難しい場合は、金融機関の完了印なしで原本2部を共済会に提出でも可。手続き完了に2~3か月ほどかかります。
- ・代表者名の変更のみで、団体名・口座番号に変更がなければ提出不要。

下記の収納企業から請求書
預金口座振替規定を確認

施設番号	施設・団体名称	社会福祉法人 お茶の水福祉会 法人代表者名 理事長 山田 花子 [連絡先] 担当者 佐藤 ○○子 電話 03-3235-△△△△	印
------	---------	--	---

収納企業名 三菱UFJファクター株式会社(収納代行会社)

↓(左づめで記入し、濁点、半濁点は1字分に扱ってください、個人名義の場合、姓と名の間は1字空けてください)

お手許の通帳により太枠内に正確にご記入ください

フリガナ	フク) オ) チ) ヤ) ノ) ミ) ス) フ) ク) シ) カ) イ) マ) ル) マ) ル) ホ) イ) ク) エ) ン) リ) シ) チ) ヨ) ウ		
預金者名	社会福祉法人 お茶の水福祉会 ○○ホイクエン 理事長 山田 花子		
金融機関 お届出印	銀行印		
<p>預金者名は通帳に印字のある名義通りに記載。フリガナが長くて記載しきれない場合、手書きで余白部分に記載してください。</p> <p>※ゆうちょ銀行以外の金融機関ご利用の場合</p> <p>金融機関使用印をお使いください ※2部すべてに朱肉にて押印のこと</p>			
銀行 金庫 組合	支店	預金種目 (どちらか一方に☑)	口座番号 (数字のみを右づめでご記入ください)
○○○	△△	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	1 0 2 1 3 2
コード	銀行番号	支店番号	
	0 0 0 1	0 0 1	
※ゆうちょ銀行ご利用の場合			
種目コード	契約種別 コード	記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください)	番号(右づめでご記入ください)
1 6 6	3 0	1	0 ※
払込先 口座番号	0 0 1 4 0 - 9 - 6 5 4 5 5 3	払込先 加入者名	三菱UFJファクター株式会社

振替日(払込日) 27日(銀行休業日の場合は翌営業日)

- 預金口座振替規定— ※ゆうちょ銀行を除く
- 銀行(金庫・農協)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
 - 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
 - この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものと取扱ってさしつかえありません。
 - この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。
- ※ ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

金融機関 使用欄	(振替手続完了印)	(不備返却事由) 1. 預金取引なし 2. 記載事項相違 店名、預金種目、 口座番号、口座名義 3. 印鑑相違 4. その他	検印 印鑑照合 受付印
-------------	-----------	--	-------------------

(委託者使用欄)

委託者番号	0 8 0 3 3
委託者名	福) 東京都社会福祉協議会
料金等の種類	共済掛金等

(金融機関へのお願い)

- この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書が三菱UFJファクター株式会社(収納代行会社)から送付され、記載内容に不備がありましたら、不備返却事由に○印をつけて右記へご送付ください。
- この口座振替依頼書2枚を預金者が直接貴行へ持参した場合は、1枚を貴行用としてお使いいただき、もう1枚(コピー)には振替手続完了印を押印のうえ、預金者にご返却ください。
*ゆうちょ銀行払込は除く

〒101-8637
東京都千代田区神田淡路町2-101
ワテラストワー
三菱UFJファクター(株)(ワドネット)
TEL 03(3251)8091